

第 2 3 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 8 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第23回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年3月8日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（17名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	宍 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
11番	川 嶋 一 美	12番	板 倉 小百合
13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）	14番	梅 原 英 男
15番	齋 藤 重 幸	16番	鵜 澤 英 夫
17番	今 関 喜 明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～11）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～2）

第5 議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～4）

第8 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について（整理番号1～5）

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	長谷川聡彦
書記	谷口智		

◎開 会

○議長 ただいまより、第23回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第23回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀久雄委員及び齊藤義信委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～11)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

なお、本日審議いただく、整理番号10の案件は、増田健二委員が、整理番号11の案件は、板倉小百合委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、当該案件を審議する際は、退室していただくこととなります。

つきましては、先行して、整理番号1から9の案件の審議をお願いしたいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第1号、整理番号1から9について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字新堀下、地目 畑の1筆、面積641平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申し出によるため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下の方に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2、申請地は、清名幸谷字金市、地目 田の2筆、面積2,515平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや右上の方に1-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページとなります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、細草字外山、地目 畑の1筆、面積317平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申し出によるため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より上の方に1-3と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから12ページとなります。

次に、整理番号4、申請地は、細草字原ノ前、字明地、地目 田の4筆、面積8,031平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より下の方に3つに点在して、1-4と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料13ページから

19 ページとなります。

次に、議案書の 3 ページをご覧ください。

整理番号 5、申請地は、大網字東宮谷、現況地目 畑の 3 筆、面積 679 平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中よりやや下の方に 2 つに点在して、1-5 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 20 ページから 23 ページとなります。

次の整理番号 6 から 9 の案件は、農地として利用する目的で、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明書を交付し、その後、公売農地を落札され、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第 3 条の申請が行われたものでございます。

整理番号 6、申請地は、金谷郷字中府中、地目 田の 2 筆、面積 5,170 平方メートルでございます。

権利者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、経営規模を拡大するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下の方に 1-6 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 24 ページから 28 ページとなります。

次に、議案書の 4 ページをご覧ください。

整理番号 7、申請地は、金谷郷字下府中、地目 田の 1 筆、面積 712 平方メートルでございます。

権利者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、経営規模を拡大するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中より左下の方に 1-7 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 29 ページから 32 ページとなります。

次に、整理番号 8、申請地は、金谷郷字中府中、地目 田の 2 筆、面積 6,608 平方メートルでございます。

権利者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、経営規模を拡大するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧いただきまして、真ん中よりやや左下の方に1-8と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料33ページから38ページとなります。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号9、申請地は、山口字上田、地目 田の1筆、面積1,299平方メートルでございます。

権利者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、経営規模を拡大するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧いただきまして、真ん中より右上の方に1-9と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料39ページから42ページとなります。

なお、整理番号1から9の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号1の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

調査には3月3日に関本推進委員と権利者宅で話を聞きました。

申請内容に間違いのないことでした。

義務者とは連絡が取れませんでした。

権利者と義務者は親戚関係にあり、申請地は相続により取得した農地ですが、自宅より遠く管理できないので、権利者に相談して、今回の申請に至ったということでした。

権利者は申請地が自宅から近く、耕作しやすいので所有権を取得することを決めたそうです。

問題はないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、鵜澤英夫委員、お願いいたします。

○鵜澤委員 議案第1号、整理番号2について、調査報告を申し上げます。

申請理由については事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましたは、3月2日に齋藤推進委員と私で義務者及び権利者宅にお伺いいたしました。

義務者は10年ぐらい前から体調が良くないため、介護している実の姉が代理人として、今回の経緯について話されました。

義務者は物事ははっきりしているうちに、自分の所有する農地を処分したいと代理人と相談し、今回、40年ほど耕作している権利者に会って、お願いしたところ、承諾していただいたとのことで、今回の申請に至ったということでございます。

その後、権利者にお会いし、お話を聞いたところ、申請内容に間違いございませんということですが、委員の皆さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3から4の案件につきましては、一括して、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第1号、整理番号3について、調査報告を申し上げます。

申請理由としては事務局の説明のとおりです。

3月3日、片岡推進委員と現地にて権利者とお会いしてお話を伺いました。

申請地は、東金市との境にあります。

義務者はひとり暮らしで遠方に住んでおり、以前から農地を手放したいと考えており、代理人の弟さんに相談して、権利者をお願いしたそうです。

権利者は花木と水稻を営んでいる、市外の認定農業者です。申請地が自宅に隣接して、耕作しやすい場所にあり、将来、植木畑として利用するそうです。

義務者に電話にて確認したところ、申請内容に間違いはなく、よろしく願いますとのことでした。

問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

続きまして、議案第1号、整理番号4について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

3月1日に片岡推進委員と義務者宅に伺い、お話を聞き、その後、現地確認を行いました。

義務者は高齢になり、農地を維持管理することが難しくなり、また、後継者もいないので、以前より耕作を依頼していた方に売買の話をしたところ、返事がいただけず困っていたそうです。そのため、近くを耕作している権利者に理由を説明して相談したところ、快く引き受けていただき、今回の申請に至ったそうです。

権利者に電話にて確認したところ、間違いのないとのことでした。

権利者は意欲的な認定農業者で、大規模な稲作農家です。

問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤（義）委員 それでは、議案第1号、整理番号5についての調査報告を申し上げます。

理由としましては事務局の説明のとおりでございます。

3月7日に高橋推進委員と権利者宅、義務者宅に伺いまして、お話を聞いてきました。

義務者は農業を営んでおりましたが、高齢で耕作できなくなり、農地を手放したいとのことで、権利者に相談しました。

申請地は権利者のみずから経営してる老人ホームと近い場所にあり、耕作するのに都合が良いのと、面積を増やしたいとの考えがあったことから今回の申請に至っております。

何ら問題がないと思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6から8の案件につきましては、一括して、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第1号、整理番号6、農地法第3条による許可申請について、調査報告を申し上げます。

申請概要については、事務局説明のとおりでございます。

調査は3月2日に伊藤推進委員と権利者宅に伺い、聴き取り調査を行いました。

今回の申請は、東京国税局の公売物件であり、隣接農地を所有耕作していることから、経営規模を拡大するため、入札で落札したもので、内容に間違いありませんということでした。

農機具等もそろっており、親子で意欲的に農業に取り組んでいますので、問題はないと思われませんが、慎重なる審議、よろしくをお願いいたします。

続いて、整理番号7について、調査報告を申し上げます。

申請概要については、事務局説明のとおりでございます。

調査は3月2日に伊藤推進委員と権利者宅に伺い、聴き取り調査を行いました。

今回の申請は、東京国税局の公売物件であり、隣接農地を所有耕作していることから、経営規模拡大するため、入札で落札したもので、内容に間違いありませんとの回答でした。

農機具等もそろっており、意欲的に農業を取り組んでいますので、問題はないと思われませんが、慎重なる審議、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号8について、調査報告を申し上げます。

申請概要については、事務局説明のとおりでございます。

3月2日に伊藤推進委員と、権利者の代理人にお会いし、聴き取り調査を行いました。

今回の申請は、東京国税局の公売物件であり、経営規模を拡大するため、入札で落札したもので、田植え、稲刈りは作業委託し、耕作するとのことでありました。

内容については、間違いありませんと言われました。

既存農業者であり、問題はないと思われませんが、慎重な審議、よろしく願いいたします。
以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号9の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、議案第1号、整理番号9についてご報告いたします。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

3月3日に、加藤推進委員と確認に伺いました。

本件につきましては、昨年12月8日の総会において、議案第2号、整理番号1でご承認をいただいた、買受適格証明願に基づき、東京国税局の公売に参加し、落札した物件についての申請とのことで、土地も綺麗に管理されており、何ら問題はないと思われませんが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から9について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から9に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を

お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号9について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号9は原案のとおり許可することに決定いたします。

次の整理番号10の案件について、増田健二委員は議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(増田健二委員 退室)

○議長 事務局から議案第1号、整理番号10について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

整理番号10、申請地は、南横川字南菖蒲谷、地目 田の3筆、面積3,784平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、真ん中より右下の方に1-10と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料43ページから46ページとなります。

なお、整理番号10の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 10 の案件につきましては、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 議案第 1 号、整理番号 10 について調査報告申し上げます。

調査に当たりまして、3月2日、齋藤推進委員と私で、権利者及び義務者にお会いし、話を聞いて参りました。

権利者のお話によりますと、義務者の方から、現在、耕作していただいている農地を購入していただきたいと申し出がございました。

この水田は権利者の隣接する田であり、利便性が高いことから、承諾したとのことでした。

その後、義務者のお宅に訪問しましたが不在で、その後、義務者の方から電話がございました。義務者の話によりますと、権利者とは親戚ということでした。

義務者は遠方でまた、高齢ということで、今回、売買による申請に至ったということでした。

委員の皆さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号 10 について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第 1 号の整理番号 10 に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 1 号、整理番号 10 について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 1 号、整理番号 10 は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、増田健二委員を入室させていただき、次の整理番号 11 の案件について、板倉小百合委員は議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(増田健二委員 入室、板倉小百合委員 退室)

○議長 事務局から議案第1号、整理番号11について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

整理番号11、申請地は、細草字広田、地目 田の1筆、面積809平方メートル、地目 畑の1筆、面積1,249平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より右上の方に2つに点在して、1-11と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料47ページから51ページとなります。

なお、整理番号11の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号11の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 議案第1号、整理番号11について、調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

3月1日に片岡推進委員と現地にて話を伺いました。

義務者は、後継者もなく、規模を縮小し、この先、隣接地にも迷惑がかからないようにということで、現在、耕作を依頼していた権利者に買っていただきたいとお願いしたとのことでした。

権利者もこの話をいただき、自宅から近く耕作しやすいので、話がまとまり、今回の申請に至ったということでした。

権利者は、認定農業者であり、農機具も整っており、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号 11 について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第 1 号の整理番号 11 に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 1 号、整理番号 11 について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 1 号、整理番号 11 は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員 入室)

◎議案第 2 号 (整理番号 1～2)

○議長 続きまして、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第 2 号、整理番号 1 から 2 について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 7 ページをご覧ください。

整理番号 1、申請地は、永田字北中原、地目 畑の 1 筆、面積 632 平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352 平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑤をご覧くださいまして、真ん中よりやや下の方に 2-1 と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画したとのことでございます。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱 58 本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、52 ページから 68 ページとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があることなどになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復することなどの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.5メートルまたは3.6メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われれます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、整理番号2、申請地は、大網字沼向、地目 畑の1筆、面積1,332平方メートルの

一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.389 平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より左下の方に 2-2 と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画したとのこととあります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱 66 本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、69 ページから 87 ページとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第 1 種農地に該当すると考えられます。

第 1 種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば 3 年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号 1 と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3.5 メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地

の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは議案第2号、整理番号1につきまして、調査報告をいたします。

内容は事務局説明のとおりでございます。

3月2日、内海委員と私で、義務者宅に行き、話を聞きました。

今回は更新ということで申請内容に、間違いありませんということでございました。

また、権利者には遠方のため、電話で話を伺いました。

申請のとおり間違いありませんので、引き続き、よろしくお願いいたしますということでございました。

現地も確認いたしましたけれども、現地はそれなりに整理されておりました。

また、営農関係では、申請内容の一部、間違いがありますので、修正後に提出をいたしますということでありましたので、特に問題はないと思われませんが、皆様方の慎重な審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは議案第2号、整理番号1の調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る3月4日に川寄委員と一緒に現地で義務者と立ち会いの上、その調査を行って参りました。

その調査結果でございますけれども、この事業につきましては、営農型太陽光発電事業を実施すべく、第1回目の事業申請が令和2年2月の総会で採決をされ、期間満了に伴い再度更新申請され、昨年、令和5年3月に採決をされたところでございます。

また、今回の更新につきましては、前回、3年の許可申請を行ったものの、許可された期間が1年だったことから、更新の手続きが必要になったものでございます。

施設等の現状につきましては、施設はまだ新しく管理状況は良好であり、農地につきまし

ても、草刈がされており綺麗な状況でございました。

なお、作物につきましては、前回の更新時にさつまいもからブルーベリーに変更されており、引き続き、ブルーベリーを作付けしようと準備をしているとのことでした。

また、義務者の意向といたしましては、維持管理をする必要はないので、継続していただきたいとの説明でございました。

権利者につきましては、2月29日に電話で確認をいたしましたところ、申請内容に間違いがないので、よろしくお願ひしたいとの説明でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に支障はないものと思われませんが、皆様方の慎重ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号、大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを議題とします。

それでは、事務局から議案第3号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、千葉県農業会議が設定した令和6年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金をもとにして、令和6年4月1日から適用する農作業を受委託する際の目安となる賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

内容につきましては、戸田主任書記の方から説明いたします。

○事務局 議案書8ページの表をご覧ください。

表の左から5番目の太線で囲んであります、令和6年度、市決定額の欄が今回、定めようとする金額となります。

なお、今年度、令和5年度の金額については、左から3列目の、令和5年度、市決定額の欄に記載しております。

また、それぞれの単位につきましては、備考欄に記載してありますので、そちらで確認をお願いいたします。

それでは、順に読み上げさせていただきます。

まず、農作業標準賃金につきまして、1番目の水田作業が9,300円で、今年度の8,800円に対し、500円の値上げ。

2番目の畑作業が9,000円で、本年度の8,500円に対し、500円の値上げ。

3番目からは機械作業料金になります。

3番目の水田耕起が6,900円で、今年度の6,500円に対し、400円の値上げ。

4番目が水田代掻が7,200円で、今年度の6,700円に対し、500円の値上げ。

5番目の畦塗りが41円で、今年度の38円に対し、3円の値上げ。

6番目の植付けが8,700円で、今年度の8,300円に対し、400円の値上げ。

7番目の育苗が810円で、今年度の770円に対し、40円の値上げ。

8番目の乾燥調製が3,300円で、今年度の3,000円に対し、300円の値上げ。

9番目の刈取脱穀が19,400円で、今年度の18,300円に対し、1,100円の値上げ。

最後に10番目の刈取から袋詰めまでが51,500円で、今年度の47,500円に対し、4,000

円の値上げとなっております。

全体的に値上がりをしています。主な理由としましては、機械本体代の上昇及び燃料価格の値上がりによるものでございます。

なお、本議案につきましては、本総会にて承認をいただきましたら、市広報紙や市ホームページにて周知をさせていただく予定でございます。

議案の説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号(利用権設定)

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、本日審議いただく、整理番号11から13の案件は、今関喜明委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には、退室していただくことになります。

つきましては、先行して、整理番号1から10の案件の審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第4号、整理番号1から10について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求め

られたものでございます。

議案書の 10 ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は 10 人、利用権の設定をする者は 9 人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が 44 筆で、面積 55,735 平方メートル、畑はございませんので、田と畑の合計面積は同じく、55,735 平方メートルでございます。

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の 12 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が 12 件、更新が 1 件の合計 13 件でございます。

整理番号 1 から 10 の、所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号 1、池田、田が 4 筆、4,084 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、120 キログラム、新規。

整理番号 2、池田、田が 2 筆、2,122 平方メートル、6 年、物納、全面積でコシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

次に、議案書の 13 ページをご覧ください。

整理番号 3、南玉、田が 1 筆、1,808 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

整理番号 4、池田、田が 1 筆、947 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、30 キログラム、新規。

次に、議案書の 14 ページをご覧ください。

整理番号 5、大網、田が 1 筆、549 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

整理番号 6、大網、田が 5 筆、5,120 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

次に、議案書の 15 ページをご覧ください。

整理番号 7、桂山、田が 4 筆、6,917 平方メートル、8 年、物納、10 アール当たり、米 1

等米、90キログラム、新規。

整理番号8、四天木、田が9筆、10,187平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、更新。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

整理番号9、南横川、田が2筆、1,873平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

整理番号10、永田、南横川、田が3筆、2,647平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

なお、整理番号1から10の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号1から4の案件につきましては、一括して、増田健二委員、お願いいたします。

○増田委員 整理番号1について、説明申し上げます。

借受人、貸付人ともに、電話にて確認いたしました。

貸付人が耕作できないため、借受人に相談したところ、了解が得られたということでお願いしたとのことでした。

続きまして、整理番号2について、説明申し上げます。

借受人、貸付人ともに、電話にて確認いたしました。

貸付人は、最近、体の具合が悪いということで、借受人に相談したところ、借受人が耕作をしてくれるということになったとのことでした。

よろしく申し上げますとのことでした。

続きまして、整理番号3について、説明申し上げます。

貸付人は、整理番号2と同一人であり、田の耕作を減らしたいとの意向であります。

それで、借受人に相談したところ、耕作していただけることになり、お願いするということでございます。

続きまして、整理番号4について、説明申し上げます。

貸付人は、整理番号2と同一人で、同じ地区の方に相談したところ、その方が耕作していただけることになったということでございます。

借受人には自宅訪問し、確認しました。

問題ないと思いますけど、慎重審議の程、お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5から6について、一括して、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、整理番号5について、調査報告をいたします。

内容は事務局説明のとおりです。

調査に当たりましては、3月6日に関本推進委員と借受人、貸付人宅にて話を聞きました。

貸付人は相続の手続きの中で、貸借の期限が切れているのが見つかり、今回の申請になったとのことでした。

借受人と貸付人は本家、分家の関係であり、前から借受人が耕作していることから、問題はないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号6について、調査報告をいたします。

内容は事務局説明のとおりです。

調査には3月3日に関本推進委員と借受人、貸付人宅にて話を聞きました。

申請内容に間違いのないとのことでした。

貸付人は体を壊し、後継者も勤めのため、耕作をしてもらっています。その方から、耕作できないと言われたため、隣接で耕作をしている借受人に相談したところ、話が決まったとのことでした。

借受人は田がまとまっていることから、引き受けたそうで、認定農業者でもあり、機械、労働力もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議、お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号7について、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号7について、調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

3月3日、鶴澤推進委員と貸付人宅にて話を伺いました。

以前より耕作をしていた人が、今年から耕作ができないということで、耕作地を返されてしまいました。そのため、誰か耕作できる人を探して欲しいとお願いしたところ、今回の借

受人が引き受けてくれたとのことでした。

貸付人は、本当に助かりましたと感謝しています。

借受人には現地で話を伺いました。

今回の申請に間違いのないとことで、耕作地に隣接していて、耕作しやすいので、引き受けたとのことでした。

借受人は農機具及び施設等も揃っておりますが、皆様、慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号9について、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤（義）委員 それでは、整理番号9について、調査報告を申し上げます。

理由としましては、事務局の説明のとおりです。

3月7日、借受人、貸付人に伺いまして、お話を聞いてきました。

借受人は認定農業者で、農機具もすべて揃っております、耕作地を増やしたいということでした。

貸付人は農業をやめて、耕作してくれる方を探していて、隣の田んぼを耕作している方に相談したところ、引き受けてくれるということで、お願いしたとのことでした。

今回の申請にあたりまして、問題はないと思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号10について、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、整理番号10について、調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明のとおりでございます。

3月3日、菅谷推進委員と私で、借受人、貸付人と現地で話を伺いました。

貸付人は年齢的にも体力的にも、作業できなくなってしまったということでした。

また、借受人は同じ地区の方であります。

近くで耕作しており、一体的に作業ができるので、引き受けをしたということでした。

借受人は、認定農業者でもあり問題はないと思いますが、皆様方の慎重審議、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から10について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から10に対する質疑を終結いたします。

次の整理番号11から13の案件について、今関喜明委員は議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員 退室)

○議長 事務局から議案第4号、整理番号11から13について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の17ページをご覧ください。

整理番号11から13の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号11、富田、永田、田が8筆、14,369平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

整理番号12、永田、田が2筆、2,894平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

整理番号13、永田、田が2筆、2,218平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

なお、整理番号11から13の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号11から13の案件につきましては、一括して、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、整理番号11から13について、借受人が同一人でありますので、一括

して報告いたします。

3月3日、小倉推進委員と私で貸付人にお会いし、話を聞いて参りました。

話によりますと、整理番号11と12の方は、ご夫婦です。

機械の方も古くなり、そろそろ買換えの時期となり、今回で稲作をやめることにしたそうです。

そこで長く耕作してくれる人に耕作をお願いしたいことから、近所の大規模農家であり、認定農業者でもあり、また、地区の環境保全会会長を務めており、道路の草刈を率先してやってくれる借受人をお願いしたところ、これを引き受けていただいたとのことでした。

長く綺麗に耕作をしていただけることで、安心いたしましたとのことでした。

次に整理番号13の貸付人は、整理番号11と12の親戚ということで、その方から借受人のことはよく聞いておりますので、安心して任せられることから、お願いいたしましたとのことでした。

借受人に確認したところ、間違いございませんということでありました。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号11から13について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号11から13に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から13について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から13について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から13の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員 入室)

◎報告第1号～報告第2号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書19ページから20ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は4件でございます。

各、農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

最後に、報告第2号についてご説明いたします。

議案書21ページから23ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は5件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第2号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第7から日程第8の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 事務局どうぞ。

○事務局 事務局から、2点、連絡事項がございます。

1点目は、農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております、A4判の令和6年

度農業委員会役員会・総会予定表でございます。

令和6年度における各月の総会開催日につきましては、表の右から2番目、総会と書かれた欄でございます。

総会会場につきましては、その右側になり、農村環境改善センター農事研修室で行う予定でございます。

なお、開始時間につきましては、総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼もしくは出席依頼の文書により、お知らせいたします。

2点目は、同じくA4判の令和6年度農地パトロール年間予定表でございます。

農地パトロールにつきましては、農地転用後における工事完了届や法務局からの転用事実に関する現地調査などを確認するにあたり、原則的に毎月11日から14日の間に設定し、農業委員2名、推進委員1名に加えまして、事務局により実施しております。

基本的に毎月1回としていますが、法務局からの照会などが1回で納らない場合は、当該月の担当者3名で現地確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、実施日において、万が一、都合がつかない場合は、他の月の委員の方と交代していただき、その旨を事務局まで連絡くださるよう重ねてお願いいたします。

事務局からの連絡事項は、以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、他にございますか。

板倉委員、お願いします。

○板倉委員 私の方から報告とお願いでございます。

2月20日、千葉県女性農業委員の会の全体会議に事務局とともに参加いたしました。

当日は事例発表といたしまして、地域計画の策定における農業委員の役割や女性農業委員登用の話がありました。

また、令和6年度の活動計画については、前にもお話ししましたが、山武・海匝地区のブロック別研修会が大網白里市の担当となります。

6月から11月が推奨ということですが、日時、内容等は未定で検討中です。

内山会長をはじめ、委員の皆様のご協力をお願いすることとなりますので、その節はよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、その他ございますか。

◎閉 会

○議長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第23回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4時21分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月8日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 平賀 久雄

署名委員 斎藤 義信